

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	吉田 香奈
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>米国連邦学資ローン制度の成立と展開に関する研究 -民間活用の限界と連邦政府への集権化過程-</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 古賀 一博            審査委員 教 授 小川 佳万            審査委員 教 授 曾余田 浩史            審査委員 教 授 藤村 正司</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究は、米国連邦政府による大学生を対象とした学資ローン制度を対象に、債務不履行問題の解消という観点から、その成立と展開過程の具体的な態様を明らかにするとともに、同制度の特質と意義・課題を考究することを目的としている。</p> <p>周知のように、米国では近年、その貸与型奨学金制度の延滞問題が大きな政策課題となってきた。米国の場合、利用者が連邦政府の実施する貸与型奨学金の返還金を延滞してから一定期間が過ぎると「債務不履行」(default)と見なされ、信用情報機関に記録が通知され、社会生活に大きな支障をきたすことになる。しかも、たとえ破産しても学資ローンの借入金は免責されないため、生活が困窮していても返還し続けなければならない。このように、大学生活を支えるはずの公的な学資ローンが、反対に利用者の重い足かせとなり、社会生活を営むことさえ困難にさせているという現実がある。</p> <p>これまで、米国の奨学金制度に関する研究には、数多くの蓄積があるものの、本研究で意図したような、奨学金制度中の「学資ローン」制度を対象に、とりわけ債務不履行問題解消の観点から、同制度の成立と展開過程をつぶさに検討した上で、その今日的な制度構造と実際の運用実態にまで踏み込んで、「学資ローン」制度の特質、意義、課題を考究した本格的な研究は見あたらない。そこで、本論文は、以下のような論文構成により、その研究目的に接近している。</p> <p>まず、序章で、本研究の研究意図と研究方法について論じた後、第一章では、米国学資ローン制度の創設期に注目し、後の債務不履行問題の大きな要因となる「民間資金の活用」システムがいかなる背景の下に導入されたのかについて考察している。</p> <p>第二章では、流通市場の整備と利用対象者の拡大を背景として、成立した学資ローン制度の基盤が強化されていく過程を、関連連邦諸法の成立・展開を分析対象としながら、その審議状況を丹念に整理した上で、当該連邦法の役割と課題を考察している。</p> <p>第三章では、債務不履行問題の顕在化を背景として、従来 of 民間資金を活用した学資ローンではなく、政府が直接貸し付ける「政府ダイレクトローン」の導入の動きと、それに反対する勢力との攻防を整理した上で、最終的に双方併存の結果となった状況を分析し、</p>			

債務不履行問題の解消に向けて残されることとなった諸課題を明確化している。

第四章では、米国連邦学資ローンの返還制度の改革動向に注目し、1992年高等教育改正法と1993年包括予算調整法で相次いで創設された2つの所得連動型返還プランの導入経緯とその目的や特徴を検討している。

第五章では、民主党バラク・オバマ政権が取り組んだ2010年の連邦学資ローンの抜本的改革を取り上げ、45年間続いた政府保証民間学資ローンの廃止の背景、さらには政府ダイレクトローンに財源が一元化された理由を解明している。

第六章では、共和党ジョージ・W・ブッシュ政権期及び民主党バラク・オバマ政権期における所得連動型返還プランの拡充策とその成果を明らかにしている。

そして、終章では、本論での論述を踏まえ、米国連邦政府の学資ローン制度の特質と意義・課題について、本研究から得られた成果を明示している。

本研究は、次の諸点において高く評価できる。

まず、設定した研究目的に接近するため、米国連邦学資ローン制度に関連する各種関係一次資料及び文献、さらに現地で行ったインタビュー調査の結果等を検討素材にして、詳細な分析を行っている点である。特に、公的機関による一次資料として、連邦議会や関連機関が発行する報告書、法規定、委員会規則、議会議事録、専門委員会参考資料、関連機関による報告書、さらにはインタビュー調査結果等、多様なデータを駆使して実態に肉薄しており、その分析の手堅さが評価される。

次に、連邦学資ローン制度の特徴として、同制度の急速な拡大を金融市場が支えてきたことを解明している点である。

第三に、政府保証民間学資ローンの意義として、金融市場を利用した急速な拡大により、多くの学生がローンを利用して進学できるようになったことを明らかにした点である。

第四に、政府保証民間学資ローン制度の問題点として、モラルハザードの存在や大学側の同制度濫用を実証的に指摘している点である。

第五に、債務不履行問題の改善において返還プランの多様化の効果性を明示している点である。

第六に、米国連邦学資ローン制度構造の歴史的特質として、「分権的实施体制から集権的实施体制への漸進的変容」を指摘している点である。2010年の政府保証民間学資ローンの廃止と政府ダイレクトローンへの一元化は、まさに連邦政府への権限の集中化であり、このことは奨学金事業の分権的实施に内在した脆弱性や限界性を露呈したものであったことを喝破している点は特に高く評価できよう。

そして、最後に、日本の貸与型奨学金制度への示唆として、米国における返還免除制度や無利子奨学金の拡大方針を推奨している点である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和2年2月6日